

令和2年度 ものづくり新連携支援事業補助金 公募要領

1. 目的

複数事業者（製造業と異業者）が、連携・グループ化して強みを結集し、個々の企業では対応困難な新製品開発や一貫生産体制の構築など、新たな事業活動の展開と事業化実現を目指す連携グループへ、試作品等の製造経費を支援する。

2. 補助対象者

(1) 複数事業者の連携で、新たな事業活動に取り組んでいるグループ又は、取り組もうとしているグループで、将来的に事業化が見込まれること。

(2) 構成員全て鹿沼商工会議所の会員事業者の経営者及び従業員等であり、会費の滞納がないこと。

3. 補助金・補助率等

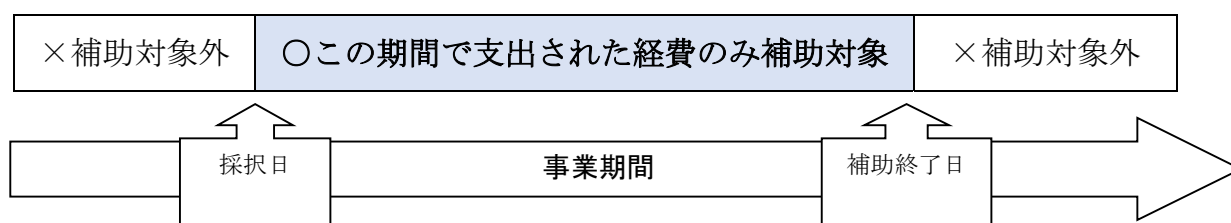
(1) 補助金上限額：1グループ 100万円以内

(※外部審査員が事業内容を勘案し補助額を決定)

(2) 事業採択：1～2グループ

(※審査基準に満たない場合は採択なし)

(3) 対象期間：補助事業採択日より、令和3年1月31日までに支出の補助対象経費



○補助対象となる経費例

・ 専門家招聘費・試作開発用材料費・外注費・委託費・デザイン費・消耗品等
* その他、鹿沼商工会議所が必要と認めた経費

4. 審査方法

(1) 外部審査員が書類審査を行い、事業内容を勘案し採択グループ及び補助金額を決定

(2) 採択：グループ代表者に直接書面にて通知

5. 補助金交付・返還

(1) 事業が認定された場合であっても予算の都合により補助額が増減することもあります。

(2) 適切でない資金使途、虚偽の申請があった場合、補助事業認定の取り消し、補助金交付決定後であった場合は補助金の1部または全額返還を求めることもあります。

(3) 代表者及びその構成メンバーについて暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団または暴力団員と関係があることが判明した場合、事業認定はいたしません。また補助金交付後に判明した場合、既に交付されている補助金の全額を返還して頂きます。

6. 事業実績報告

事業が完了した際には完了日より15日以内に所定の実績報告書(様式4)に経費に要した証憑書類の写しを添付の上、正本1部を鹿沼商工会議所に提出してください。実績報告書及び証憑書類等を検査の上、補助金額を決定しグループ代表者宛通知いたします。

尚、実績報告の際には次の証憑書類を添付してください。

- (1) 納品書・請求書の写し
- (2) 領収書(振込、カード決済の場合はそれを証明できる書類)の写し
- (3) 写真(物品を購入した場合は現物)
- (4) 受払簿(試作品の材料を購入した場合)
- (5) 契約書及び指導報告書(専門家によるアドバイス等を受けた場合)
- (6) その他、鹿沼商工会議所が必要と判断したもの。

*完了検査の際に補助事業に該当しない資金使途が発見された場合、その分の補助金については対象外といたします。

7. 応募書類・締切

- (1) 応募書類

指定の申請用紙(様式1:当所ホームページよりダウンロード)に必要事項を記入し、A4片面印刷したもの2部を募集期間内に鹿沼商工会議所まで、ご郵送ください。

- (2) 応募締切日

6月19日(金)午後5時まで(期限を過ぎての書類は受付いたしません。)

【提出先】	〒322-0031 鹿沼市睦町 287-16 鹿沼商工会議所 振興課	http://www.kanumacci.org/ ☎ 0289-65-1111
--------------	---------------------------------------	---